令和7年春の全国交通安全運動福島県実施要綱

1 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期 間

- (1) 運動期間 令和7年4月6日(日)から4月15日(火)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 令和7年4月10日(木)
- 3 運動のスローガン

どんなときも わすれちゃだめだよ みぎひだり 年間スローガン わたります 止まるやさしさ ありがとう

4 運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断 方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底 【地域重点】

飲酒運転を許さない社会環境づくり

5 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

6 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体 地方交通対策協議会構成機関・団体 市町村

市町村交通対策協議会構成機関・団体

7 運動の重点に関する主な推進項目等 別紙のとおり

8 運動の進め方

- (1) 各推進機関・団体は、イベント等の行事の開催、SNSや広報紙(誌)等の各種広報媒体の積極的な活用により、広く県民にこの運動の周知徹底を図るとともに、相互に連携を密にし、効果的な運動を推進する。
- (2) 4月10日(木)は、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通 事故の発生を抑制することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」であることか ら、県民が自主的に交通安全に取り組めるよう、重点的に啓発活動を実施する。

9 実施計画・実施結果の報告

構成機関	実施計画	計画報告宛先	実施結果報告	結果報告宛先
	報告様式	・報告期限	様式	・報告期限
交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課	第2号	県生活交通課
		3月7日(金)		4月28日(月)
各市町村交通対策協議会	第3号	各地方振興局	第4~7号	各地方振興局
(各市町村)		3月3日(月)		4月28日(月)
各地方交通対策協議会	第1号	県生活交通課	第2号	県生活交通課
(各地方振興局)	第8号	3月10日(月)	第9号	5月8日(木)
			第5~7号写し	

運動の重点に関する主な推進項目

運動の重点 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と 正しい横断方法の実践

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保
 - ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見 守り活動等の推進
 - イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
 - ウ 通学路の安全確保を目的とした関係者による合同点検や対策の推進
 - エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発 等の推進
- (2) 歩行者の正しい横断方法の実践
 - ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本 的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交 通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから 横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
 - イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど) 等を踏まえた交通安全教育等の推進
 - ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
 - エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
 - オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

運動の重点2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイ ルドシートの適切な使用の促進

- (1) 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - イ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な 速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組 の推進
 - ウ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推 進
- (2) ながら運転の根絶

- ア 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- イ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の 使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- (3) 妨害運転等の防止対策
 - ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気 持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- (4) 高齢運転者の交通事故防止対策
 - ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、 動作の正確性が低下したりするなど)等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の 推進
 - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車や後付けの踏み間違い急発進抑制装置の設置の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
 - ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口及び安全運転相 談ダイヤル‡8080(シャープハレバレ)の積極的な周知に加え、運転免許証の自主 返納制度及び自主返納者に対する「運転卒業サポート」等、各種支援施策の広報啓 発により自主返納を促す取組の推進
- (5) 二輪車運転者に対する広報啓発
 - ア 二輪車の特性(不安定で死角に入りやすいなど)の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
 - ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール(無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等)が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進
- (6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及 びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
 - ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上 のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
 - エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト 着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

運動の重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

- (1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保
 - ア 全ての自転車利用者に対する乗車用へルメット着用の必要性及びその被害軽減 効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の 推進
 - イ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用 品等の取付けを促す取組の推進
 - ウ 幼児同乗中の自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
 - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取 組の推進
- (2) 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知
 - ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五 則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法 の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

【自転車安全利用五則】

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

帯び運転に対する罰則の創設) に関する広報啓発の推進

- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進ウ 道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール(ながらスマホの禁止、酒気
- エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の 働き掛け等の推進
- (3) 福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知と自転車保険加入を促す取組の推進
- (4) 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 ア シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメ ット着用を促す取組の推進
 - イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ル ールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

地 域 重 点 飲酒運転を許さない社会環境づくり

(1) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」 づくりを推進するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか 、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促 進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使 用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- (2) 交通指導取締りの推進 飲酒運転の実態に即した時間帯、場所及び方法による飲酒運転取締りの強化

運動の実施要領

1 地域、家庭等における活動

- (1) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (2) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と 解消
- (3) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- (4) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (5) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

2 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

- (1) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育の実践
- (2) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消

3 中学校、高等学校、大学等における活動

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車利用中の安全 な交通行動等の指導
- (2) 自転車利用時のヘルメット着用による事故発生時の被害軽減効果及び自転車事故発生に伴う相手方への賠償に備える自転車損害賠償責任保険等への加入の重要性についての理解促進
- (3) 地域の交通安全啓発活動への参加促進

4 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車利用中の安全な交通行動等の指導
- (2) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての 危険箇所の把握と解消
- (3) 福祉機関等との情報共有等、連携した高齢者の交通事故防止活動の推進

5 職域における活動

- (1) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (2) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の 周知
- (3) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある 模範的な運転の実践
- (4) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使 用の徹底
- (6) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (7) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
- (8) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

実施機関・団体の活動

- 1 県・市町村(交通対策協議会)
- (1) 関係機関・団体に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施
- (2) 県民、地域住民に対する広報活動 (SNS、広報、広報紙、ポスター、防災無線等)の実施
- (3) 各種メディアに対して、運動を効果的に推進するための情報提供の実施
- (4) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進
- (5) 所属の全職員に対する本運動の周知及び職員自身による模範的な交通行動の実践

2 教育委員会

- (1) 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施
- (2) 各種教材を活用した交通安全教育の促進
- (3) PTA等関係機関・団体に対する協力要請

3 警察

- (1) 交通指導取締り
- (2) 交通事故情報等の提供

4 道路管理者

- (1) 交通安全施設の点検
- (2) 各種装置による道路情報等の提供
- (3) 広報活動の実施
- 5 交通安全協会など県交通対策協議会の構成機関・団体
- (1) 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力
- (2) 会員・所属職員に対する運動の周知徹底